



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ふるさと南信州緑の基金
- 3 代表者の氏名
伊 澤 宏 爾
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市育良町1丁目2番1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民や地域外から訪れる人々に対して、南信州全域をフィールドにして環境を主題に、その大切さや保護の方向までも伝え、未来への扉を開こうとする環境保全教育、水平的、垂直的に広がる豊かな自然を題材とした野外体験教育などを行う。さらに、このことを通じて、自然と人の共生、人と人との交流を実現し、一人一人がいきいきと輝き誇りをもち、そして子々孫々までも持続可能な地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

県営払沢地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了した。

平成14年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 土地改良事業の名称
県営ほ場整備事業
- 2 工事の着工年月日
平成6年3月3日
- 3 工事の完了年月日
平成13年3月27日

土地改良課

○公 告

木曾郡山口村による下山口地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年4月25日

長野県木曾地方事務所長 望 月 孝 光

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成11年7月26日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
木曾郡山口村
- 4 事務所の所在地
木曾郡山口村大字山口1605番地1
- 5 工事着手年月日
平成11年9月16日

- 6 工事完了年月日
平成14年3月25日

土地改良課

○公 告

木曾郡山口村による神坂地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出があった。

平成14年4月25日

長野県木曾地方事務所長 望 月 孝 光

- 1 土地改良事業の名称
基盤整備促進事業
- 2 土地改良事業の施行についての認可年月日
平成11年7月26日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
木曾郡山口村
- 4 事務所の所在地
木曾郡山口村大字山口1605番地1
- 5 工事着手年月日
平成11年9月16日
- 6 工事完了年月日
平成14年3月25日

土地改良課

○公 告

茅野市池の平土地改良区の役員について、次のように就任の届出があった。

平成14年4月25日

長野県諏訪地方事務所長 古 坂 和 俊

理 事

新 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|-------------|
| 北 澤 澤 登 | 茅野市北山2616番地 |

重 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|---------------|
| 両 角 一 典 | 茅野市北山2778番地 |
| 両 角 誠 一 | 茅野市北山1811番地 |
| 両 角 武 晴 | 茅野市北山2781番地 |
| 両 角 吉 人 | 茅野市北山2507番地 |
| 両 角 清 幸 | 茅野市北山1939番地 |
| 北 沢 正 直 | 茅野市北山2623番地 |
| 両 角 英 晴 | 茅野市北山2766番地 1 |
| 守 矢 美 吉 | 茅野市北山2519番地 |
| 両 角 磯 司 | 茅野市北山2805番地 1 |
| 篠 原 重 敏 | 茅野市北山2294番地口 |

監 事

重 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|---------------|
| 篠 原 淳 朗 | 茅野市北山2752番地 |
| 北 沢 昭 八 | 茅野市北山2749番地 |
| 両 角 柳 爾 | 茅野市北山2899番地 1 |

土地改良課

○公 告

長野市篠ノ井有旅土地改良区の役員について、次のように就退任の届出があった。

平成14年4月25日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

理 事

新 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|----------------|
| 青 木 盛 重 | 長野市篠ノ井有旅788番地 |
| 青 木 章 一 | 長野市篠ノ井有旅1369番地 |
| 柳 沢 永 志 | 長野市篠ノ井有旅903番地 |
| 小 出 昇 | 長野市篠ノ井有旅1300番地 |
| 柳 沢 正 男 | 長野市篠ノ井有旅1270番地 |
| 宮 原 利 男 | 長野市篠ノ井有旅699番地 |
| 小 林 正 雄 | 長野市篠ノ井有旅6398番地 |

退 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|----------------|
| 小山田 齊 | 長野市篠ノ井有旅1284番地 |
| 太 田 精 一 | 長野市篠ノ井有旅17番地 |
| 柳 沢 邦 彦 | 長野市篠ノ井有旅911番地 |
| 青 木 正 博 | 長野市篠ノ井有旅1428番地 |
| 柳 沢 成 貞 | 長野市篠ノ井有旅931番地 |
| 池 田 和 秀 | 長野市篠ノ井有旅757番地 |
| 小 山 恒 正 | 長野市篠ノ井有旅5656番地 |

監 事

新 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|---------------|
| 宮 本 広 衛 | 長野市篠ノ井有旅754番地 |
| 柳 沢 吉之助 | 長野市篠ノ井有旅910番地 |

退 任

| 氏 名 | 住 所 |
|---------|---------------|
| 柳 沢 藤 治 | 長野市篠ノ井有旅909番地 |
| 内 山 稔 万 | 長野市篠ノ井有旅736番地 |

土地改良課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画、須坂都市計画

下水道事業千曲川流域下水道（下流処理区）

3 事務所の所在地

千曲川流域下水道建設事務所（長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

昭和60年建設省告示第1464号、昭和62年建設省告示第1500号、平成元年建設省告示第1580号、平成4年建設省告示第505号、平成6年建設省告示第1177号、平成8年建設省告示第1918号、平成10年建設省告示第1510号及び平成12年建設省告示第946号の事業地のうち須坂市大字九反田字西田、字内堀、字北河原及び字中河原、大字米持字清水沢、字大仙、字大道下北ノ割、字大道上北ノ割、字塔頭場、字加持畑、字狐塚、字木瓜原、字庚申畑及び字金ノ割、大字野辺字往生畑、字鶴ノ春、字亀ノ春、字松ノ春、字竹ノ春、字二本松及び字吹原並びに望岳台並びに長野市若穂川田字牛島前、字瀬在、字町下、字町沖、字町上、字外新田及び字袖林山、松代町大室字関崎、字宮北、字室牧、字小滝及び字島根、松代町牧島字村北沖、松代町小島田字荒屋沖、字釜屋北沖、字釜屋沖及び字釜屋西新田沖、松代町柴字午改新田、字下馬場、字上馬場、字中河原、字海老原、字阿弥陀東、字池端及び字村南並びに

松代町東寺尾字荒神宮脇、字松原西北、字観音前、字松原東、字松原西、字高畑、字蛭川尻、字八十八割及び字村北を削除し、須坂市大字中島字砂間及び字粟地河原並びに長野市若穂川田字領家地内において事業地を変更する。

下水道課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成14年4月25日

長野県知事 田 中 康 夫

1 施行者の名称

長野県

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画、更埴都市計画、戸倉上山田都市計画及び坂城都市計画
下水道事業千曲川流域下水道（上流処理区）

3 事務所の所在地

千曲川流域下水道建設事務所（長野市大字稲葉字八幡田沖2413-11）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし。

(2) 使用の部分

平成3年建設省告示第1558号、平成5年建設省告示第1328号、平成7年建設省告示第1536号、平成10年建設省告示第1144号及び平成12年建設省告示第945号の事業地のうち長野市篠ノ井御幣川字松島、字東側及び字西横田、篠ノ井塩崎字東田沢、字北野、字西田沢、字北野定地、字松ヶ原、字庚申堂、字古寺、字横田、字上縄手、字並柳、字松節及び字松節河原、松代町西寺尾字村北、字柳島、字村東、字下高相及び字町裏、松代町東寺尾字関屋川東及び字関屋川西並びに松代町松代字荒神町、字中町及び字伊勢町、更埴市大字稲荷山字中條、字下通、字中通及び字上通、大字

野高場字上新田並びに大字粟佐字中島、埴科郡戸倉町大字上徳間字古屋敷、字中河原、字上村、字中村、字柳畑及び字黒彦川原、大字戸倉字鎮守、字石原田及び字芝宮、大字磯部字河原田、字欠端、字街道端、字見附、字流屋敷、字酉新田及び字新田、大字千本柳字黒彦川原並びに大字若宮字大河原、字水吐、字上黒彦、字上堰添、字村東及び字大日向、更級郡上山田町温泉一丁目、温泉二丁目、温泉三丁目、温泉四丁目、大字上山田字神戸、字三本木、字馬場河原及び字東組並びに大字力石字西沖、字東沖及び字竹之花、埴科郡坂城町大字坂城字荊屋原、字下中川原、字大仏前、字中川原、字立町、字横町、字田町、字鍛冶裏、字四ツ屋及び字大反田、大字中之条字谷地、字反町、字桑木田及び字赤田並びに大字上五明字油屋、字宮下、字番場、字源蔵畑、字向畑、字伊勢宮及び字上河原を削除し、長野市篠ノ井横田字金山及び松代町東寺尾字村北、更埴市大字粟佐字蓮池並びに埴科郡戸倉町大字上徳間字十夜河原地内において事業地を変更する。

下水道課

○公 告

平成15年度長野県義務教育関係学校教員及び長野県立高等学校教員の選考を次のとおり行う。

平成14年4月25日

長野県教育委員会教育長 齊 藤 金 司

1 採用予定の教員の種別、教科及び人員

| 選考区分 | 教員の種別 | 教科 | 採用見込数 |
|--------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------|
| 一般 選 考 | 小学校教諭(盲・ろう・ 養護学校の教諭を含む。 以下同じ。) | | 約 130 人 |
| | 中学校教諭(盲・ろう・ 養護学校の教諭を含む。 以下同じ。) | 国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語 | 約 80 人 |
| | 養 護 教 諭 | | 若 干 人 |

| | | | | |
|---------|----------------|--------------------|---|---|
| 社会人特別選考 | 高等学校教員 | 高等学校教諭 | 国語 地理歴史 公民 数学 理科 保健体育 芸術(音楽 美術) 外国語(英語) 家庭 農業 工業(土木建築系 機械系) 商業 | 約 40 人 |
| | | 養護教諭 | | 若干人 |
| | 義務教育関係 学校教員 | 小学校教諭 | | 小学校、中 学校及び高 等学校それ ぞれの採用 見込数の1 割程度をめ どとし、上 記採用見込 数に含む。 |
| | | 中学校教諭 | 一般選考の中学校教諭に 同じ | |
| | | 養護教諭 | | |
| 高等学校教員 | 高等学校教諭 | 一般選考の高等学校教諭 に同じ | | |
| | 養護教諭 | | | |

(注)1 日本国籍を有しない者にあつては、教員の種別は、任用の期限を付さない常勤講師とする。

2 高等学校教員の項中()内は、主たる専攻区分を示す。

3 採用見込数は、現時点での目安であり、変更することがある。

2 申込資格

(1) 次の表に掲げる資格を有する者であること。

| 選考区分 | 教員の種別 | 資 格 |
|------|----------------|--|
| 一般選考 | 小学校教諭 中学校教諭 | 昭和42年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ア 小学校又は中学校教諭普通免許状を有する者 イ 平成15年3月31日までに、小学校又は中学校教諭普通免許状取得見込みの者 |
| | 養護教諭 | 昭和42年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ア 養護教諭普通免許状を有する者 イ 平成15年3月31日までに、養護教諭普通免許状取得見込みの者 |
| | 高等学校教諭 | 昭和42年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ア 高等学校教諭普通免許状を有する者 イ 平成15年3月31日までに、高等学校教諭普通免許状取得見込みの者 |

| | | | |
|---------|------------|--------|--|
| | | 養護教諭 | 昭和42年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ア 養護教諭普通免許状を有する者 イ 平成15年3月31日までに、養護教諭普通免許状取得見込みの者 |
| 社会人特別選考 | 義務教育関係学校教員 | 小学校教諭 | 昭和37年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当するもの ア 選考を受けようとする教員の種別に応じた普通免許状を有する者又は平成15年3月31日までに取得見込みの者 イ 民間企業や自営業などの勤労や子育てなどの経験を5年以上有する者 |
| | | 中学校教諭 | |
| | | 養護教諭 | |
| | 高等学校教員 | 高等学校教諭 | |
| | | 養護教諭 | |

(注) 養護教諭の申込資格については、平成15年の春までに行われる国家試験により、保健師免許を取得する見込みの者で、平成15年3月31日までに、養護助教諭免許状(臨時免許状)取得の要件を満たすものを含む。

(2) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 免許状取上げの処分を受け、2年を経過しない者

エ 長野県の職員(長野県教育委員会の任命に係る公立小中学校の職員を含む。)として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

カ 日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込書類の受付期間及び提出先

(1) 受付期間

平成14年5月21日(火)から5月31日(金)まで(受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日は除く。なお、郵送による場合は、5月31日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

| 選考区分 | 提出先 |
|------------|---|
| 義務教育関係学校教員 | 郵便番号 380-8570 (県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要) 長野県教育委員会事務局義務教育課 電話 026-232-0111 (代) 内線 4340 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地の2 |
| 高等学校教員 | 郵便番号 380-8570 (県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要) 長野県教育委員会事務局高校教育課 電話 026-232-0111 (代) 内線 4358 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地の2 |

4 申込書類

- (1) 教員採用選考申込書 (長野県教育委員会が交付するもの)
- (2) 教員免許状の写し又はこの授与証明書若しくは取得見込証明書
- (3) 最終学校 (大学院在籍者又は修了者は、大学院及び大学学部) における学業成績証明書
- (4) 自己ピーアール文 (長野県教育委員会が交付するものに自筆で記入すること。)
- (5) 受験票 (長野県教育委員会が交付するものに氏名を明記し、50円切手をはること。)
- (6) 返信用の封筒 (長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさ>のものをうい、あて先及び氏名を明記し、90円切手をはったもの)
- (7) 電算入力票 (長野県教育委員会が交付するもの)。ただし、義務教育関係学校教員志願者に限る。
- (8) 職歴等を詳しく記した履歴書 (形式は特定しない)。ただし、社会人特別選考の志願者に限る。
- (9) 健康診断書 (第一次選考合格者に限る。様式等については第一次選考合格者に通知する。)

5 選考

- (1) 選考における評価の主な観点
 - ア 教育愛や情熱をもっていること
 - イ バランスのとれた人格をもっていること
 - ウ 社会人として広い視野をもっていること
 - エ 幅広い教養をもっていること
 - オ 教科の専門性に優れていること
 - カ 論理的な思考ができ、創造性をもっていること
 - キ 将来性をもっていること

(2) 内容及び方法

| 選考区 | 考分 | 選考順序 | 期 日 | 会 場 | 対象者 | 選考内容及び方法 | 備 考 |
|------------------|--|-----------------------|--|---|------------------------|--|---|
| 一 般 選 考 | 義 務 教 育 関 係 学 校 教 員 | 第 一 次 選 考 | 平成14年 7月13日(土) 7月14日(日) | 長野市 立柳町 中学校 長野市 立東部 中学校 | 志願者 全 員 | 書類審査 筆記検査 ・一般教養(教職に 関するものを含む。) ・専門教科(小学校 教諭志願者は全教 科) ・小論文 面接(集団) ・7名程度 | 検査の時 間等につい ては、6月 19日以後受 験票により 本人に通知 する。 |
| | | 第 二 次 選 考 | 平成14年8月 27日(火)か ら8月30日 (金)までの 指定された日 | 長野県 短期大 学 | 第一次 選考合 格者全 員 | 書類審査 適性検査 面接(個人) 実技 ・音楽(小学校教諭 志願者及び中学校 教諭志願者のうち 音楽科志願者に限 る。) ・体育(小学校教諭 志願者及び中学校 教諭志願者のうち 保健体育科志願者 に限る。) | 受験要領 等は、別途 該当者に通 知する。 |
| | | 第 一 次 選 考 | 平成14年 7月14日(日) 7月15日(月) | 長野県 長野商 業高等 学校 長野県 勤労者 福祉セ ンター | 志願者 全 員 | 書類審査 筆記検査 ・一般教養(教職に 関するものを含む。) ・専門教科(地理歴 史、公民、理科、 職業に関する教科 等は、全科目にわ たる。) ・小論文 実技(保健体育科、芸 術科、家庭科志願 者に限る。) 面接(集団) ・20名以内 | 検査の時 間等につい ては、6月 21日以後受 験票により 本人に通知 する。 |

| | | | | | | |
|---------|-----------------|----------------------------------|--------------|------------|------------------------|--------------------|
| | 第二次選考 | 平成14年8月23日(金)から8月30日(金)までの指定された日 | 長野県勤労者福祉センター | 第一次選考合格者全員 | 書類審査 適性検査 面接(個人) | 受験要領等は、別途該当者に通知する。 |
| 社会人特別選考 | 選考内容及び方法は上記に同じ。 | | | | | |

6 選考の結果

第一次選考の結果は、8月上旬に通知する。

7 採用について

採用に係る手続、日程等については、該当者に別途通知する。

8 その他

- (1) 一般選考と社会人特別選考の双方を受験することはできない。
- (2) 義務教育関係学校教員の選考と高等学校教員の選考の双方を受験することはできない。
- (3) 受験上配慮すべき身体上の障害がある場合は、選考申込書の所定欄に記入すること。
- (4) 選考要項、選考申込書、自己アピール文及び受験票の用紙は、3の(2)の提出先の課、各教育事務所、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所で交付する。郵便により請求する場合は、封筒の表に「教員採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用の封筒角型2号(縦33.2センチメートル×横24.0センチメートルの大きさ)を必ず同封の上、提出先の課あてに申し込むこと。
なお、義務教育関係学校教員と高等学校教員の両方の申込書を希望する場合は、それぞれ別に請求すること。
- (5) この採用選考について、郵便により照会する場合は、90円切手をはったあて先及び氏名明記の返信用の封筒(第1種定形)を同封すること(受験番号決定後は、必ずその番号を発信用の封筒に明記すること)。
- (6) 採用選考の結果については、長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができる。
 - ア 開示請求することができる選考結果
 - (ア) 第一次選考結果 不合格者に係る面接(集団)、一般教養、専門教科及び小論文の段階別の評価
 - (イ) 第二次選考結果 合否及び総合評価
 - イ 開示する期間 選考結果通知日から1年間
 - ウ 開示を行う場所 長野県教育委員会事務局義務教育課(県庁8階)
長野県教育委員会事務局高校教育課(県庁8階)

エ 必要書類 運転免許証、学生証、健康保険証等本人であることを証明
できる書類を持参すること。

(7) 第一次選考終了後、小論文の題を公開する。

(8) 提出された書類は、一切返却しない。

義務教育課
高校教育課

平成14年4月25日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



みんなのために 未来のために
NAGANO

さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係

〒380-8570 (県庁専用番号)

長野市大字南長野字幅下692の2

電話 026(235)7061



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています